

飛騨市学園構想
SUPER COMMUNITY SCHOOL



50

みんなが育て みんなが育つ 魅力あるまち

◆『古川やんちゃ学』とは？

古川小学校では、ふるさと学習を『古川やんちゃ学』と名付け、体験的な学習や探究的な学習を大切にして取り組んでいます。令和6年度の6年生は「ふるさとの魅力を学び・広げる」を目標に学習を進めました。児童は飛騨古川の魅力を学び、特に自



飛騨の匠のかんな掛けの技術を地域の方から学びました

古川小学校のふるさと学習『古川やんちゃ学』

分が伝えたいテーマを「祭り」「匠」「町並み」「歴史」「薬草」の5つから選びました。そして、テーマについて、さらに自分の知りたいことを文献だけではなく、地域の方から直接お話を聞いたり、町並みを散策して情報を集めたりしました。

古川祭や増島城について調べた児童は、学校の近くに築城時のままの石垣があることを知り、驚いていました。また、古川の町並みを調べた児童は、昔と今の町並みのちがいや雲の模様などについて学んだことで、祖父が持っていた大工道具に興味をもちました。

そして、「今後も地域のことに注目して、大人になっても祭りや町づくりに参加したい。もっと多くの人に地域のことを知ってほしい。」との思いをもちました。そこで、自分た

ちで調べたことや地域の魅力を1月28日にまつり会館4Kシアターでプレゼン発表し、作成したリーフレット等を図書館で展示しました。

◆『古川やんちゃ学』を通して

この活動を通して、テーマに沿って追究し、創意工夫を凝らして学んだことを発信し、地域貢献することを目指しています。その力は、古川中学校の「マイ・プロジェクト」や自分の人生へとつながることを信じています。

飛騨市立古川小学校

情報発信

ホームページ

Facebook



問 学校教育課 ☎ 0577-73-7494

今月の
ゼロカーボン
アクション

省エネルギー診断を
受けてみませんか？

エネルギーのムダを見直して、経費もCO₂もぐっと削減！

「電気代や燃料代が上がっていて、なんとかしたい…」

そんなお悩みをお持ちの市内事業者のみなさまへ。市では、令和7年度「省エネルギー診断補助金」として診断費用の一部もしくは全額を補助する制度を実施しています。

専門家が事業所を訪問し、エネルギーの使い方をチェック。ムリのない省エネの方法や設備更新のアドバイスを行います。省エネを進めることで、経費の見直しはもちろん、CO₂排出の削減にもつながり、環境にもやさしい経営が実現できます。ぜひこの機会に、お気軽にご相談ください！ ※市内事業者向けの補助制度となります

省エネ診断を受けるメリット

コスト削減	光熱費の大幅な削減を実現	環境への貢献	CO ₂ 排出量削減で、企業のCSR(社会的責任)活動を強化
効率的な運営	設備の最適化で生産性向上	助成金活用	補助金で診断費用をサポート

お問い合わせ・相談窓口
環境課 ☎ 0577-73-7482

補助金の内容や条件等、詳細は
市ホームページ(右コード)をご覧ください



まめなかな

はえる前・はえてすぐから
歯科受診

～親子歯科健診が始まりました～

市では今年度から親子歯科健診を始めました。お子さんと子育て中の保護者の方の健康な歯を保つために歯科受診をしていただくきっかけづくりを目的としています。

◆対象となる方

10カ月になったお子さんの保護者の方へ受診券をお配りし、1歳7カ月になるまでに親子で受診していただくことができます。

◆お子さんの歯の成長

お子さんのお口の中は、生後6カ月を過ぎると下の前歯が生えはじめ

め、10カ月～1歳頃に上の前歯が生えはじめます。上の前歯は歯についた汚れが落ちにくいので、歯ブラシによる歯みがきが必要になります。この歯みがきの導入期に歯ブラシに慣れることや、歯科医院の場所になれることがポイントです。

◆むし歯予防の現状

市内の保護者の方のむし歯予防の意識は高く、1歳6カ月児でのむし歯はゼロ、3歳児は全国平均よりも低い状況です。定期的に歯科医院に行っている方は6割であり、歯が生えはじめるところから受診することで、これからの受診につながりやすくなります。

◆保護者の方へ

市内では、お子さんが1歳前後で仕事に復帰するご家庭が6割となっており、お忙しい中でご自身の健康を見直す時間もないまま育児をしている保護者の方も多いのではないで

しょうか。全国的な調査でも25歳頃からむし歯や歯周病になるリスクが上昇するといわれています。歯周病は、歯と歯ぐきの間に細菌が繁殖して炎症を起こし、歯を支える骨が溶けてしまう病気です。日本人が歯を失う原因の第1位となっており、35歳以上の約8割がかかっているとされています。35歳以上になってから突然発症するわけではなく、10代から少しずつ進行します。お子さんの受診の「ついで」に保護者の方の受診もぜひおすすめします。親子歯科健診は無料で受診していただけます。

口腔内のトラブルは口の中だけにとどまらず、全身にも影響を及ぼします。家族みんなで歯の健康を守っていきましょう。

問 保健センター

☎0577-73-2948



そろそろ 終活

<その63> はじめませんか？

自分で行う相続登記

昨年4月から『相続登記の義務化』が法律として施行されるようになり、このことで終活相談に訪れる人も増えてきました。

相続登記申請に至るまでには、まず法定相続人の中で「遺産分割協議」を行わなければなりません。相続人が一人の場合や、配偶者と子どものみなどのシンプルなケース、日頃から良好な関係であれば特に問題なく協議できることと思いますが、中でも、何代も前から相続登記手続きが行われておらず、数次相続（複

数の相続が近接して立て続けに起こること）が発生している場合や、代襲相続（被相続人の子どもが死亡している場合、その子どもが代わりに相続すること）により相続人が増えている場合、親族間での争いのために協議が進まないといった場合は時間がかかり、3年以内での相続登記が難しくなります。

このように権利関係が複雑である場合は、はやめに専門家に依頼することをお勧めします。

しかし、前者のように相続関係がシンプルで良好な場合は、ご自分でも問題なく相続登記ができると考えられます。

ある程度の手間と時間はかかるものの、手順に沿って進めれば難しいものではなく、専門家に依頼するよりも費用は抑えられます。

相続登記の手順は、大きく4つです。①最寄りの法務局で、相続物件

の登記事項証明書を取得する。②被相続人の戸籍謄本を取り寄せる。③相続人の戸籍謄本や住民票を取り寄せる。④遺産分割協議書、登記申請書、相続関係説明図を作成する。

自分で相続登記を行うことは、一見ハードルが高いように思われますが、終活の一つとして考え、じっくり取り組んでみるのもよいですね。

終活セミナー

自分で行う相続登記

～必要な書類と注意点～

6月26日(木) 13:30～15:00

ハートピア古川

お申し込みは下記まで

問 飛騨市終活支援センター

(飛騨市社会福祉協議会内)

☎0577-73-3214